

## 大学生等に高額な投資学習用USBメモリーを販売する 連鎖販売事業者に3か月の業務停止命令

本日、東京都は、学生ローン等で若者に借金をさせて高額な投資学習用USBメモリーを販売していた連鎖販売事業者に対して、特定商取引に関する法律に基づき、3か月間業務の一部を停止することを命じ、違反行為を是正するための措置を指示しました。また、事業者の代表取締役に対し、当該停止を命じた範囲の業務を新たに開始することの禁止を命じました。

### 事業者の概要

事業者名	株式会社Axis（アクセス）
代表者	代表取締役 広瀬 周平
本社所在地	東京都渋谷区宇田川町36番2号ノア渋谷902号
業務内容	日経225先物取引 <sup>注1</sup> 及びFX <sup>注2</sup> に係る 学習教材USBメモリーの連鎖販売取引

※同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください

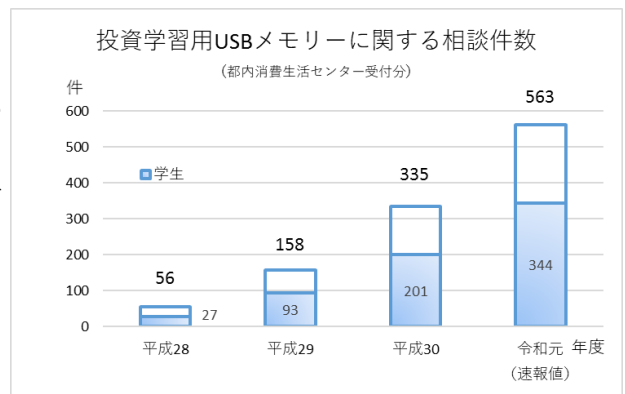


### 【勧誘行為等の特徴】

- ① 投資に詳しい人から話を聞けるなどと言って、大学の友人や部活の仲間を喫茶店に呼び出す。その後、複数の勧誘者が、投資に役立つ情報が入ったUSBメモリーを購入すれば投資で利益を得られると説明し、その購入を執拗に勧める。
- ② 消費者がお金がないと言って断っても、投資で利益をあげてすぐに返せるからと借入れを勧め、理由や収入について虚偽の申請をするよう助言し、借金をさせてUSBメモリーを購入させる。
- ③ 友人を勧誘して契約させることで紹介料が入る仕組みであり、消費者に対して、紹介料を得て投資資金を作ろうと言い、友人を勧誘するよう指示する。

### 消費者の方へ

- 投資経験がない大学生等が、ハイリスクな取引の学習用USBメモリー購入を勧誘されるトラブルが急増しています。お金がないと断っても、借金による購入をしつこく勧める場合があるので気を付けましょう。
- 友人から勧誘されると断るのは難しいでしょうが、相手は紹介料を得るために勧誘しています。きっぱりと断りましょう。
- 勧誘されて困った、何か変だと感じた方は、契約前でもすぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。



東京都消費生活総合センター ☎03-3235-1155  
お近くの消費生活センターは 局番なし188(消費者ホットライン)

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



#### 【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課  
電話：03-5388-3074

**特定商取引に関する法律第 39 条第 1 項に基づく業務の一部停止命令及び  
第 38 条第 1 項に基づく指示並びに第 39 条の 2 第 1 項に基づく業務禁止命令****1 事業者の概要**

事業者名	株式会社 A x i s (法人番号 011001128359)
代表者名	代表取締役 広瀬 周平
本店所在地	東京都渋谷区宇田川町 36 番 2 号ノア渋谷 902 号
設 立	令和元年 5 月 31 日
資 本 金	250 万円
業 務 内 容	日経 2 2 5 先物取引及び F X に係る学習用教材が内蔵された U S B メモリーの 販売 (連鎖販売取引)
売 上 高	約 3 億 3,700 万円 (令和元年 6 月～令和元年 12 月) (事業者報告による。)

**2 上記事業者に関する都内の相談の概要 (令和 2 年 5 月 21 日現在)**

平均年齢	商品販売額	契約者職業	相談件数 (令和元年 5 月 31 日～)
20.9 歳 (20～25 歳)	50 万 1 千円	学生 33 名 給与生活者 4 名 不明 1 名	38 件

**3 業務の一部停止命令 (法人) の内容**

令和 2 年 5 月 22 日 (命令の日の翌日) から令和 2 年 8 月 21 日までの間 (3 か月間)、特定商取引に関する法律第 33 条第 1 項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引のうち、次の業務を停止すること

- (1) 連鎖販売取引について勧誘を行い、又は勧誘者に勧誘を行わせること
- (2) 連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に契約の申込みを受けさせること
- (3) 連鎖販売取引についての契約を締結すること

**4 業務の一部停止命令の対象となる不適正な取引行為**

不適正な取引行為	特定商取引に関する法律の条項
本件連鎖販売取引の勧誘をするに際し、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「1 時間だけ投資の話聞こう。」「すごい人から話が聞ける。」などと告げるのみで、当該事業者の名称、本件連鎖販売取引の契約締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。	法第 33 条の 2 勧誘目的等不明示

<p>本件連鎖販売取引の勧誘をするに際し、投資経験や特段の収入、資産のない消費者に対して、投資経験や資産がなければ日経225先物取引を実施するための証券口座を開設できないことを伝えていなかった。</p>	<p>法第34条第1項第5号 重要事項不告知</p>
<p>本件連鎖販売取引の勧誘をするに際し、投資経験がなく、その他特段の収入や財産もない学生に対して、リスクの高い取引である日経225先物取引に関する本件商品を5万1,000円で販売しており、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行っていた。</p>	<p>法第38条第1項第4号 の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則 (昭和51年通商産業省令第89号。以下「省令」という。)第31条第6号 適合性原則違反</p>
<p>本件連鎖販売取引の相手方に本件連鎖販売取引に基づく債務を履行させるため、当該相手方が本件連鎖販売取引に係る資金を学生ローン等の貸金業者から借入れるに際し、実際を上回る収入額を貸金業者に対して申告するよう指示するなどして、本件連鎖販売取引の相手方の支払能力に関する事項について虚偽の申告をさせていた。</p>	<p>法第38条第1項第4号 省令第31条第8号イ 支払能力虚偽申告教唆</p>

## 5 指示（法人）の内容

- (1) 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上、検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から1か月以内に都知事宛て文書にて報告すること。
- (2) 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内のコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに都知事宛て文書にて報告すること。

## 6 業務禁止命令（個人）の内容

対象者	業務禁止命令の内容	命令の原因となった事実
<p>広瀬 周平</p>	<p>令和2年5月22日（命令の日の翌日）から令和2年8月21日までの間（3か月間）、当該事業者に対して上記業務停止を命じた範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。</p>	<p>当該事業者の代表取締役であり、当該事業者の連鎖販売取引における業務全般を統括管理し、営業方針等を決定するとともに営業に係る指揮命令を行うなど、当該業務の停止を命ぜられる業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。</p>

## 7 今後の対応

- (1) 業務停止命令及び業務禁止命令に違反した場合は、行為者に対しては、特定商取引に関する法律第70条の規定により、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれらを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、3億円以下の罰金を科する手続きを行う。

- (2) 指示に基づく検証結果について、令和2年6月21日までに都知事宛てに報告させる。
- (3) 指示に基づく再発防止策及びコンプライアンス体制の構築について、令和2年7月21日までに都知事宛てに報告させる。
- (4) 指示に従わない場合には、同法第71条の規定により、行為者に6月以下の懲役又は100万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、法人に対しては、同法第74条の規定に基づき、100万円以下の罰金を科する手続きを行う。

注1 日経225先物取引

日経平均株価(日経225)を対象とした株価指数先物取引のこと。日経平均株価を1,000倍した金額が最低取引単位であり、証拠金に基づいて取引を行う。証拠金の数十倍の金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得る可能性がある一方で、大きく損をする場合もある。取引口座開設に当たっては、各証券会社が一定の資産額や株式等の取引経験を条件にしていることが多い。

注2 FX

外国為替証拠金取引のこと。円で米ドルを買う等の通貨の売買を、証拠金に基づいて取引を行う。差金決済による取引で、現物の受け渡しは行われず、証拠金の数十倍の金額の取引を行うことができるため、大きな利益を得る可能性がある一方で、大きく損をする場合もある。

《東京くらしWEB》 大学生等に借金をさせ、投資取引に係る高額なUSBメモリーを販売していた3事業者に業務停止命令(令和2年3月26日)

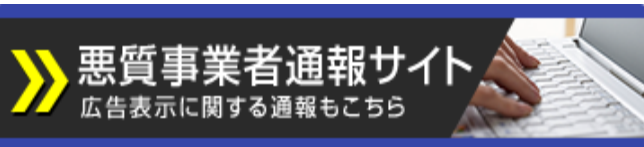


<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/shobun/shobun200325.html>

《東京くらしWEB》 消費者注意情報「消費者金融で借金してまで始めた投資。本当に儲かるの?～日経225先物取引の投資学習用USBメモリーの勧誘に注意してください～」  
(令和2年5月20日)



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/sodan/kinkyu/20200520.html>



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/tsuho/>

同様の手口のほか、新型コロナウイルス感染症に便乗した商品やサービス等に関して、悪質な勧誘、表示、架空請求についても情報提供をお願いします。

## 事例 1

令和元年6月、甲は友人A（勧誘者）からSNSで、「投資の勉強を一緒にしないか。すごい人から話が聞ける。その人は我々と同年代で、大学に通いながら年収1千万円もある人だ。」と誘われた。甲は投資の経験も興味もなかったが、Aから熱心に勧められ、話くらいは聞いてみようと思った。

1週間後、甲は喫茶店で、AとB（勧誘者）に会った。Bは、当該事業者の販売するシステムを利用して、日経225先物取引をしているとのことだった。Bは「投資をする95%の人は勘などに頼って取引をして負けてしまう。」「残りの5%の人は、プロが決めた一定のルールに従って取引をすることで儲けることができる。」「投資で稼げば、一般のサラリーマンが仕事をしている時間で好きなことができるよ。」などと話し、副業で投資しないかと言った。甲はBの言葉に魅力を感じ、事業者の販売するシステムの実績を見せてもらう約束をした。

同年7月、甲はAと喫茶店へ行き、当該事業者の担当者Cと会った。Cは当該事業者のシステムの実績を甲に見せた。毎年5、6割の収益があるようだった。甲は投資の話聞きに來ただけで、システムの購入を勧められるとは思っていなかったが、Cは甲に、このシステムを50万1千円で買わないかと言った。さらにCは、「自分たちが儲けているだけでは不平等なので、紹介してくれた人に5万円払っている。」とも言った。問題になっているマルチやねずみ講とは違うと言った。

Cは概要書面をかいつまんで読み上げ、甲にサインさせた。甲は「お金がないので、契約するかどうか決めるのはちょっと待ってほしい。」と言った。するとCは「ゆっくり決めていいよ。」「でも、始めるなら、早い方がいいよ。」と言った。Cと別れるとAが「Bから連絡があったから会いに行こう。」と言ったので、甲はAと共にBに再び会った。Bは「今、こんな良い話がきているのに断るなんてもったいない。」「購入代金は借りればいい。だいたいの方は借りている。」「一番早い人で1年で返した。」と言った。甲は不安だったが、購入を断ったら、Aに嫌われてしまうかもしれないと思った。また、貯金も少しはあり、アルバイト代とこの投資で稼いだお金で、お金を借りても返していけるかなと思った。そこで、甲が購入の意思を伝えたところ、翌日に契約することになり、お金の借り方は、その時に教えてもらうことになった。

翌日、甲はAと共にD（勧誘者）と都内で待ち合わせをした。Dは甲に消費者金融の無人機でお金を借りるように言い、申請内容として、「使途は結婚費用にする」、「正社員で年収190万円にする」などと指示した。甲は消費者金融でお金を借りたことはなかったもので、なぜ嘘をつく必要があるのかわからなかったが、指示された通りに申し込んだ。

その後甲はAと喫茶店で当該事業者の担当者Eと会った。Eから書類を数種類渡され、申込書に署名押印するように言われたが、中身はほとんど見なかった。続いて申込確認書をEが読み上げるので、チェックを入れるように言われた。Eは非常に早口で、甲は意味を考えることはできず、Eから「1つでも「No」があると売れない。」と言われ、またAがずっと横にいて断れないと思った。

続いて契約書を渡され、名前を書いて印鑑を押すよう言われた。クーリングオフに関する説明のみを受けた。後日、無理な借入をしないことや証券会社の口座開設が必要なことが書いてあったと分かった。契約確認書を渡され、申込確認書の際と同様にEがとても早口で読み上げ、甲は考える時間ももらえずにチェックした。甲はEとAに挟まれて座っており、とても断れる雰囲気ではなかった。契約書等を書き代金を支払うと、システムが入っているというUSBメモリーを手渡された。

甲は契約後、詐欺ではないかと不安になり当該事業者に相談すると「詐欺のように言う人は、途中で止めた人達だ。」「実際はちゃんと稼げている。」などと言われた。また、甲が投資に回すお金がないことを言うと「人を紹介してお金を増やせばいいよ。」と言われた。

## 事例 2

令和元年 8 月、乙は知人 F（勧誘者）から連絡を受け、食事に行った。F は、投資をしているがどう思うかと聞いてきた。乙は、自分のやりたいことならいいんじゃないかと答えた。

同年 8 月中旬、F から再び食事の誘いがあり、「食事の前に 1 時間だけ投資の話を知ろう。1 時間無料で投資の話をしてくれるから、インターネット気分に来てみないか。」などと言われた。乙は一旦断ったが、将来の金銭的不安などを考え、話を聞いてみようと思ひ、会うことを承諾した。

約束の日に行くと G がいた。G は「投資は 95% の人が負けていて、5% の人のみが勝っている。」「ちゃんと勉強をしないと投資で負けてしまう。」「システムを利用した方が勝率が高い。」と言った。また、G は当該事業者の USB メモリーを使用して日経 225 先物取引や FX などの投資をしているなどと言った。乙は投資の経験はなく、初めて知るものだった。

G は乙に、当該事業者のシステムが入った USB メモリーを買わないかと勧めた。G は、「お金のかかる話だけど、すぐ取り戻せるから買って損はない。」と言ったが、乙は向いていないから投資はやらないと答えた。しかし G は「クーリングオフ期間がある。その間で考えればいいよ、やらないでやめるより、やってみてお金を返してもらえばいい」と言った。乙は買うことは承諾せず別れた。

後日、F からまた会おうと連絡があった。F は G の話を聞きに行こうと誘い、二人で G がいる店へ行った。そこで G から投資をやるか考えたかと聞かれた。乙がやらないと答えると G は、「なぜ？ なにもマイナス要素無いのに。」と言った。乙がお金がかかるし、いくらかも分からないと答えると、G は「確かに聞いたらびっくりするかもしれない。50 万円位かかる。」と言った。乙が 50 万円もないと言うと、G は、「学生で 50 万円も持っている人は少ない。みんな借りてやっている。自分も借りて始めた。」「社員は借りてやりな、とは言えないけど俺らは借りる手伝いができる。」「自分は投資で 3 か月で全額返せた。」などと言った。他に、「紹介料があるから、乙が契約すれば G にお金が入る。」「乙も、他の人を誘ったらお金が入る。」とも言っていた。

乙は、3 か月で返済できたのはすごいと思ったが、危ないことはしたくないので断ろうと、理由を色々言ったがその度に言い返された。いつまでも帰れず面倒になったので、やる旨を答えたところ、契約日を決められ、現金一括で支払えるようお金を借りに行くことになった。

同年 8 月下旬、乙は F と一緒に、借入方法を教えてくれるという H と待ち合わせた。H は、お金を借りる際の申請内容として、「職業はフリーターかアルバイトにする」、「週 5、6 日働いていることにする」、「年収 150 万円」、「使途は、フランスに 1、2 週間滞在すること」などと細かく指示をした。乙は収入や使途等嘘をついたことになったが、言われたとおりに申請した。

数日後、乙は F と一緒に喫茶店へ行き、当該事業者の担当者 I と会った。I は会社概要や USB メモリーの中身、値段について説明をし、乙に申込書を渡した。乙が申込書にサインをすると、次に申込確認書を渡された。様々なチェック項目があったが、I が「1 個でも「No」があったら契約は結べない。」と言ったので乙はチェックを入れた。次に契約書にサインをし、契約確認書を渡され、申込確認書の際と同様に、I が説明し、乙はチェックを入れた。チェック項目の中には、消費者金融から借りさせるなど無理な借入れをしていない、という内容もあったが、乙は、G が「みんな借りている。」と言っていたので、この項目は「Yes」にチェックをつけて大丈夫なのだろうと思った。また、投資をするには証券会社に口座を作る必要があることについての記載もあったが、このことは契約後に知った。書面を全て書き、代金を支払い、USB メモリーを受け取った。

契約後、当該事業者が開催するミーティングが始まった。乙は部活やバイトで忙しく、その上借金を抱え投資まですることになり、困ってしまったため、親に相談をし、当該事業者と解約をするために消費生活センターに相談した。

### 事例3

令和元年6月、丙は友人J（勧誘者）から電話を受け、100万円あったら何をしたいか、半年後に100万円とれる話があると言われた。丙が方法を聞くと、Jは投資だと答え、投資に詳しい人がいるから聞きにいかないかと誘った。丙は話を聞くくらいならと思い、行くことにした。

丙はJと一緒に飲食店でKに会った。Kに、老後のお金の不安はないかなどと聞かれたので、丙は不安だと答えた。Kは「投資を始めればお金を稼げるようになるよ。」と言った。Kは日経225先物取引をしていて、ハイリスクハイリターンだが手取りが大きいとのことだった。Kは「システムがあるから、この通りやれば高確率で勝てる。」と言った。丙は投資の経験がないのでよくわからなかったが、システムを使えば自分も勝てるのかな、と思った。Kにもっと詳しい話をするから次はいつ会えるかと聞かれ、丙は会う約束をした。

その数日後、Jと一緒に喫茶店で当該事業者の担当者Lに会った。Lから4種類あるシステムの過去5年分の実績を示す表を見せられたが、よくわからなかった。丙はこの時初めて、システムは当該事業者の商品だとわかった。

Lはこのシステムが入ったUSBメモリーを販売しており、紹介者には紹介料5万円が入ると言った。Lは、買うかどうかは自由と言ったが、商品概要の書面と連鎖販売取引の概要書面を出し、それを読みあげた。とても早口なので、丙は理解できなかったが、途中で口を挟める感じではなかった。最後に質問があるか聞かれ、全部質問したいとも言えず、後で聞けばいいと思い、そのときは質問しなかった。

Lと別れた後、JがKの話聞きに行こうと言ったので、二人で別の喫茶店に行った。丙はKと一緒に投資をやらないかと誘われたが、「お金がないので購入しません。」と断った。Kは、「自分は50万円を消費者金融で借りた。投資をすればすぐ返せる。自分は8か月位で返せたから大丈夫だ。」などと言った。丙は消費者金融で借りた経験はなく、どうせ借りられないだろうから、その時点で「借りられなかったので買いません。」と言ってやめようと思い、お金を借りる手続きをすることにした。丙がスマートフォンから消費者金融に申し込もうとして、学生、年収103万円、利用目的は物品購入」と正直に入力すると、Jが「フリーター、年収300万円、利用目的は生活資金」と変えた。変えた理由を聞くと「自分はこうやって借りた。」と言った。その後消費者金融から融資可能というメールが届き、近くの無人契約機に行った。オペレーターと話す際も、事前にJから指示された通り、年収300万円、週5日働いていると答えたところ、50万円を借りることができた。丙は断る予定が狂ってしまったが、Jは親友でずっとそばにいたので逃げられなかった。もし逃げたら、後で大学で何か言われるのは明らかだと思った。

借りたお金を引き出し、丙はJと二人で契約をするために喫茶店へ行き、Lに会った。Lは丙に申込書を渡して、ざっと説明し、次に申込確認書を読み上げた。1つでも「No」にチェックを入れると契約できないと初めに言われたので、内容には引っかかる部分が多々あったが、「No」にチェックを入れられなかった。チェック項目には、証券会社の口座開設にあたっては各証券会社が設定するルールがあり、投資経験等の条件があると書かれていたが、そのような説明は受けていなかった。続いてLが契約書をざっと説明し、契約確認書を読み上げチェックを入れていくよう指示された。やはり、1つでも「No」があると契約できないと言われた。借金してもこの商品で儲かれば良いから、借りて買ったほうが得などとは誘導されていないといった記載もあり、内容に疑問を持ったが、Jとの関係を考えてとても断ることはできなかった。丙は代金を渡し、USBメモリーを受け取った。JにUSBメモリーの使い方を聞いたところ「ミーティングやセミナーで全て教えてもらえるから使うことはないよ。」と言われた。